

〔巻頭言〕

四宮研究会の思い出

理事長 前田 庸

信託法と私とのつき合いは、昭和52年春に四宮和夫先生を座長として発足した信託法研究会に参加したことに始まる。それまでは、信託法については何も知らなかった。その研究会に参加して、自益信託とか他益信託あるいは信託宣言など、はじめて聞く言葉も多かった。しかし、四宮先生の緻密な議論や諸先輩の博学さに魅せられて、その研究会にはほとんど欠かさず出席し、積極的に議論に参加した。この研究会の主な目的は、信託法の改正案を作成することにあった。改正案の作成作業は、第4読会まで繰り返された。その第4試案を資料として、昭和60年6月1日の第10回信託法学会において「信託法改正問題」と題するシンポジウム形式の研究発表が行われ、さらに、そこで提起された問題を斟酌して第4試案の修正がなされて、この研究会の作業は終了した（これらの点については、信託法研究10号を参照されたい）。

四宮先生は、私のような信託法について全くの素人の意見もよく受け止めて下さったように思う。今、思い返すと、四宮先生のような大先生をはじめ諸先輩に対して、よくあんなに遠慮なしに意見を述べたものであり、全く若気の至りというほかないという感じがする。四宮先生は、信託法に強い愛着を持っておられ、信託法をできるだけ純粋なものとして作り上げたいという気持ちを持っておられたと思う。たとえば、信託財産の分別管理義務を信託契約により排除できるようにするかどうかについても、四宮先生は原則的には消極的であったように思う。四宮先生のお考えでは、信託財産の分別管理は信託制度の基本的な仕組みであって、これを信託契約で排除することを認めたのでは、信託制度の存在意義がなくなると考えられておられたのではないかと思う。それに対しては、信託制度もたんに他人の財産を管理する手段の1つに過ぎないという

立場から、他の手段をとれば分別管理をするかどうかは当事者間の契約で決められるものであるから、信託制度をとったからといって、特にそれを厳しく取扱う必要がないのではないかという議論もなされた。私は、信託法について何の知識もないにもかかわらず、安易な気持ちから、後者の主張をしたように記憶している。結局、試案では、この点について、受託者の固有財産と信託財産との間では信託契約で排除することができず、信託財産相互間では信託契約でこれを排除することができることにしたのである。

このように、信託制度が他人の財産を管理する制度の1つであることについては異論がないにしても、財産の処分という方式をとる点で他の財産管理制度と基本的に異なる制度と考えるか、それとも財産の処分という方式をとる点で他の財産管理制度と異なるだけであって基本的にはそれらと異ならないと考えるか、そのいずれかによって信託法改正に対する対応の仕方にも微妙な差異が生ずるように思われる。あるいはこの点が、信託制度の最初にして最後の問題ではないかとも思う。そして、後者の考え方を徹底していくと、そもそも信託制度の存在意義いかにという問題にも波及してしまうことになるかもしれない。

最近では財産の処分という方式をとる点にもそれなりの意味をおきながら、信託制度と他の財産処分制度との間の関係を考えていくのが妥当なのではないかと考えるにいたっている。そして、文字通り若気の至りであった私のような者の意見もまともに受け止めて下さった四宮先生の御学恩に対し、感謝の念を禁じえないこの頃である。